

中国経済法・独占禁止法における カルテル規制の展開

——事例分析を中心として——

陳 舟

はじめに

- 第一章 初期（1970年代末～1993年）の代表的事例（カルテルの萌芽期）
- 第二章 第二期（1994年～2000年）の代表的事例
- 第三章 第三期（2001年～2008年）の代表的事例
- 第四章 第四期（2009年～）反壟断法施行後の事例
- 第五章 結論—中国におけるカルテル規制の展開及び特徴

はじめに

中国版の独占禁止法である「中華人民共和国反壟断法」が2007年8月に制定され（以下、反壟断法、または中国独禁法という）、2008年8月1日に施行された。⁽¹⁾ 社会主義国家の中国における独占禁止法の立法は、世界的に非常に注目された。また、中国国内においてもマスコミによって大々的に報道され、民衆の期待が一層高まった。待望の反壟断法が施行してもうすぐ4年経とうとする現在、後述するように、（事前届出制を取っている）事業者集中規制は比較的活発で、一定の実績が上がっている。しかし、これと対照的に、独占的協定（カルテル）に対する規制は非常に消極的である。⁽²⁾ 他の反競争行為と比べて、カルテルは競争に対する侵害が最も深刻で、各国競争法の主要な規制対象である。現段階、中国において、価格協定などのカルテル行為が多発しており、公然と行われている。⁽³⁾ それにもかかわらず、カルテルに

対し、反壟断法に基づく規制があまり行われていない。特に、価格に関するカルテルに対する法執行権限を有する中国国家発展改革委員会（以下、発展改革委という）⁽⁴⁾は、取り上げた代表的な事例を、反壟断法ではなく、すべて価格法等の法律に基づき、処分した。⁽⁵⁾

なぜ、上記のような現象が起こったのか、その深層的原因を追究することが、本稿の問題意識の所在である。周知のように、中国の経済改革は、「ショック療法」ではなく、漸進主義的な改革であり、急激な政治革命ではなく、共産党主導の下、計画（統制）経済から市場（自由）経済へ、という漸進的移行過程である。この経済構造の転換過程それ自体は、（政府と市場）産業政策と競争政策の「相剋」過程であり、両者の動的な緊張関係の中、経済・社会において大きな変革が生じてきた。中国の経済・競争関係法制度もこの緊張関係と「相剋」を背景に、変化し、発展してきた。⁽⁶⁾従って、本稿は、このような歴史的な背景を踏まえて、以下の二つについて、分析し、考察したい。第一に、中国改革開放以来のカルテルに関する主要な事例を概観することを通じて、中国におけるカルテルの出現の原因、変化、及び政府関連機関の介入・規制の状況を分析する。第二に、その上で、時系列の観点から、中国におけるカルテル規制理念の変遷、並びに産業政策と競争政策の関連課題について考察したい。⁽⁷⁾

本稿における検討の具体的な進め方は、以下である。1970年代末の経済改革開始から反壟断法施行後の直近までのカルテルに関する26件の代表的な事例を四つの時期に分け、並びに各時期の事件を二つまたは三つのタイプに分類して検討する。四つの時期と区分することに関して、1970年代末以来、中国における政治・経済、または、競争立法活動に関連する重要な出来事をマルクマールとして、期間を四つに区切る。まず、第一章では、1970年代末の経済改革開始から、社会主義市場経済の提起及び反不正当競争法が制定される1993年までの期間を第一期=「カルテルの萌芽期」とし、中国経済改革の初期において、カルテルが現れる原因及び政府の対応を分析する。第二章で

は、反不正当競争法が施行し始めた1994年から中国のWTO加盟直前の2000年までの期間を第二期とする。社会主義市場経済への体制転換が明確化されたが、産業構造調整のために、産業政策が競争政策を圧倒する背景の下、カルテル行為に対する規制の進展及び問題を検討する。第三章では、中国のWTO正式加盟の2001年から、反壟断法施行直前の2008年までの期間を第三期とする。この期間において、産業政策と競争政策の新しい展開とともに、カルテル行為に対する規制の変化を考察する。第四章では、反壟断法が正式に施行された2009年から最近までの期間を第四期とし、反壟断法施行後のカルテルに対する規制の状況及び問題点を考察する。最後に、全体をまとめて結論を述べる。

第一章 初期（1970年代末～1993年）の代表的事例 (カルテルの萌芽期)

この時期は、改革開始及び全面的展開の段階にあり、計画経済制度から、⁽⁹⁾抜け出しつつ、「商品経済」の範囲を少しずつ広げていくような時期である。⁽¹⁰⁾中国の漸進的改革の主要な手法とは、旧制度を一気に廃止するのではなく、その外側にまず新制度を作り出し、旧制度を囲い込み、それから、旧制度にも徐々にメスを入れていくということである。そのため、当該期間において、計画経済旧体制の残存する部分があり、影響力も依然として強い中で、⁽¹¹⁾「商品経済」が認められ、郷鎮企業、非公有制の民間事業者の数も急速に増加した。一方、国営企業にも変化が生じた。すなわち、「放権讓利」、⁽¹²⁾「請負經營責任制」、中央から地方へ、政府から企業へ一定の権限を移譲するなど政策の導入によって、それまでと違い、経営上一定の自主性を有し、且つ（利潤の留保などによって）企業の自己利益の部分が生じた。このように、中国において、「商品経済」という名の下で、不完全な市場経済でありながら、私的な利益を求めるとする経済主体が現れ、（萌芽的な状態でありながら）相互に競争し始めるようになった。すると、事業者の間において、激

化する競争の圧力から逃避し、より多くの利益を求めるために、カルテルの行為も現れた。以下では、代表的事例を紹介してから、検討を加える。

一 事 例

事例1（染料メーカー価格カルテル）⁽¹⁴⁾

1 事案概要

1982年2月、北京、天津、上海などの18社の染料メーカーの責任者は、重慶で、「有機顔料価格会議記録」を締結し、五十種類以上の有機染料の出荷価格を引き上げた。

2 処 分

不明である。

事例2（低圧電気製品メーカー価格カルテル）⁽¹⁵⁾

1 事案概要

1982年、全国108社の低圧電気製品メーカーは、三回にわたる会議を経て、同年4月1日から、260品目の価格を15%～200%引き上げることに合意した。

2 処 分

不明である。

事例3（1 太原市事業者共同値下げカルテル 2 カラー現像サービス業値上げカルテル）

1988年12月21日に人民日報は一つの記事において、次の2つの事例を報道して比較を行った。⁽¹⁶⁾

事例3—1 太原市事業者共同値下げカルテル

1 事案概要

1988年12月15日、太原市の500余りの事業者は、共同して、3万種類以上

の家電、食品などの商品を、国家物価部門の規定した価格より、平均して7%の値下げをして、消費者に利益を譲るような行為を行った。

2 処 分

不明である。（人民日報はこの行為を賞賛した）

事例3－2 太原市カラー現像サービス業値上げカルテル

1 事案概要

1988年12月、太原市のカラー現像サービス業の大手三社は、「カラー現像サービス經理懇談会」という名義の下、全市の三十あまりのカラー現像サービス同業者の責任者を招集して、事業者団体を成立させ、それを通じて、カラー現像サービス料金を一気に50%値上げした。（人民日報はこのような行為に対して、批判的な口調で報道した）

2 処 分

不明である。

事例4 (国有デパート八社共同ボイコット)⁽¹⁷⁾

1 事案概要

1993年5月某市において、エアコンの小売競争が激しくなり、大手国有デパート八社は、安売りをする同市の某競争相手をボイコットするために、「家電拓展協調協会」を成立させ、「業者が一方的に商品価格を低く押さえて投げ売りすることは、大多数の同業者の利益を害する」という全国の空調メーカーに声明文を出した以外、価格の統一や、キャンペーン価格の公開、アフターサービス及び修理に関する提携などの措置を取った。

2 処 分

不明である。

事例5 (レンガカルテル)⁽¹⁸⁾

1 事案概要

1993年浙江省江山市のレンガ業者十数社は、江山市レンガ協会を成立さ

せ、当年度の各業者の年間生産量を30%削減し、且つ最低価格を決めた。

2 処 分

不明である。

付記：人民日報の報道では、これらのレンガ業者のほとんどは、郷鎮企業である。その出資主体の大多数は、郷と鎮の政府などで、国家の銀行から借錢をしている。カルテルを結ぶ前は、無秩序で、歪曲された低価格競争によってレンガ業者の多くは赤字になっており、レンガ業界の正常な発展に不利で、国家利益に損害を与えていた。そこで、このようなカルテルによって、市場を乱す低価格行為を正して、生産者の生産意欲を保てたと人民日報は肯定的に報道した。またこの事件に関して某政府関係者は、「政企分離（筆者注：政治と企業の分離）、企業の両権分離（筆者注：所有権と経営権の分離）で、政府が直接的に企業を管理しない状況では、企業は如何に政府のマクロ・コントロールの下で、自力で発展し、盲目な競争を避け、市場経済秩序を維持していくのか？今後、業界協会（筆者注：事業者団体）の更なる活躍が期待できる。」と発言した。

二 初期事例に関する検討

上記の事例は、経済改革開放の初期から現れ始めた。この時期、カルテルに関する違法意識がたいへん薄く、規制するための法整備も十分ではなかった。⁽¹⁹⁾ そこで、この時期のカルテル行為は公然と行われ、それに対する法に基づく正式的な処分もあまり見られなかった。特に興味深いのは、政府が、同様なカルテル行為（事例3-1、事例3-2、事例5）に対する態度の違いのことである。なぜ事例3-1では、共同して価格を引き下げる行為が賞賛され、事例3-2では、共同して価格を引き上げる行為が批判されるのか、また、事例5では、価格の暴落を防止し、数量制限や最低価格を決定するのは良いこととされたのか、一見して非常に矛盾で不可解なことであるように見

えるが、次のように解釈することが可能ではないかと思われる。

事例3-1、事例3-2の行為が行われた1988年には、中国が、深刻なインフレに見舞われ、これを抑えるために、政府は、様々な対策を打ち出している⁽²⁰⁾時期であった。インフレで物価が上昇し、政府が価格上昇を押さえこもうとする際に、値下げの共同行為は賞賛され、値上げの共同行為は国家の物価政策に反するとして批判されたのではないかと思われる。

また事例5の行為は、「郷鎮企業」や非公有制の中小企業の大量出現（本件のレンガ企業の大半はそうである）によって、競争が激しくなる市場分野で、過度な値下げ競争が行われるようになった。このような状況に対処するための政府管理制度の構築が遅れており、関連する経験の欠如もある。更に、政府は、企業の共倒れによる社会の不安定を避けるために、国家全体利益を強調し、事業者団体による共同行為が価格安定効果をもたらすことができ、社会的安定に役立つと考えて、新しい経済秩序の管理手段としてそれを利用しようとしているのではないかと思われる。

以上のように、この時期において、価格が基本的に自由な市場競争によって形成されるべきという社会的意識が非常に乏しかった。旧計画経済体制の下で形成された経済の政策や、国家全体利益などが優先であるという意識はまだ根深い。価格の形成、上昇などは、国家の政策によって大いに左右される。国家の利益、政策意向に合う場合はよい価格カルテル（共同行為）である。そうでなければ、物価政策に反し、市場を攪乱する行為であると判断される。言い換えれば、価格が合理的か否かについての判断基準は、市場競争ではなく、政府の判断であると言っても過言ではないと思われる。

第二章 第二期（1994年～2000年）の代表的事例

この時期の事例について、後ほど検討において、2つのタイプに分けて、分析していきたい。タイプ1は、事例10～事例12で、産業政策などに関わり、カルテルの行為者は主として国有企業だった事例である（その他大量

の類似する事例があるが、ここではその中の代表的な事例を取り上げる)。
タイプ2は事例6～事例9で、産業政策などにそれほど関わりはなく、その行為者も非国有企业の事例である。

一 事 例

事例6 (陳家などビーフン業者八社による市場分割事件)⁽²¹⁾

1 事案概要

1996年初期、四川省營山県の米粉（ビーフン）の生産業者（ほとんど自営業）の七社は、市場分割の協定を締結した。しかし、その後、新しい競争者が現れたので、この七つの事業者は、新規参入者を取り込んだ形で、「營山県米粉經營公司」を成立させ、共同生産販売の契約を結び、指定業者による生産、販売窓口の一本化、価格の統一などによって、營山県米粉市場を独占し、価格を引き上げた。

2 処 分

四川省營山県工商局は、この八つの事業者の行為が「四川省反不正当竞争条例」⁽²³⁾第29条に違反したと判断し、違反行為の停止及び行政制裁金の納付を命じた。

事例7 (北京市洗濯機価格カルテル)⁽²⁴⁾

1 事案概要

1996年1月、白熱化した価格競争に対処するために、北京市八つの大手デパートは、九つの洗濯機メーカーに要請し、共同して「首都洗濯機市場小売価格の統一に関する連合協定書」を締結した。協定の内容は主に以下のとある。各デパートはメーカーの規定した統一小売価格で販売すること、各メーカーはすべてのデパートに対する卸売り価格及び取引条件を同一にすること、デパートが統一小売価格を守らない場合、メーカーは商品の供給を停止すること、メーカーが統一小売価格を守らないデパートに対して措置を取ら

ない場合、他のデパートはこのメーカーをボイコットすること……などと規定している。この協定によれば、各メーカーのブランド間の価格が異なり、一定程度の競争が残る。しかし、北京市における八つの大手デパートの間のブランド内の中売価格（同一ブランド、同型番の洗濯機の中売価格が）が統一され、その価格競争が消滅された。

2 処 分

物価局が介入して、行政指導を行い、事業者がそれに応じた（正式処分はない）。報道によれば、当該協定が発効して半月足らずに、密かに約束を破る事業者が出てきた。北京市物価局は、この事件を重視し、工商局、学者、デパート側の代表、メーカー側の代表を招集し、協議を行った。その結果として、当該協定は関連法律、条例にそぐわない⁽²⁵⁾ので、破棄しなければならないこととなり、デパート側及びメーカー側はこれを了承した。

事例 8（某鎮家屋の競売に関する談合）⁽²⁶⁾

1 事案概要

1995年12月、某镇政府は、土地再開発事業のために、専門業者に依頼し、老朽化した家屋を競売にかけた。違反行為者の丁、朱などは、競売参加者を事前に集め、入札価格を低く抑える方法などを策定し、実行した。当該行為によって、違反行為の対象となった物件は違反行為の対象とならなかった他の物件より半分以下の価格で落札された。

2 処 分

工商局は、丁、朱の行為が、入札における通謀行為に該当するので、当該落札を無効とした。但し、行政制裁金を課さなかった。

事例 9（徐淑華らの入札談合刑事事件）⁽²⁷⁾

1 事案概要

浙江省武義県人民检察院は、被告人の徐淑華らが、1998年4月～6月の間

で、樹仏礦場、大塘口礦場などの入札過程において、相互に通謀し、入札談合を行い、入札募集側及び他の入札参加者の利益を害し、情節が重大で、中国刑法第223条第1項の規定に違反し、入札談合罪を構成すると告発した。浙江省武義県人民法院は、検察側の主張を認め、被告人らの犯罪が成立し、実刑判決（五ヶ月～二年の懲役及び1万元～2万元の罰金）を下した。それに対して、被告胡榮達は控訴した。

2 判決：控訴棄却、原判決を維持する

第二審において、量刑の判断に関して、「情節が重大」の解釈について争点となった。二審人民法院は、「……情節が重大ということは、一般的に入札談合の手段が非常に悪質であること；入札募集側又はその他の入札者に重大な経済損失を与えること；入札の業務秩序に深刻な混乱をもたらすこと；他の入札者が公平競争の条件の下で入札に参加することができないことによって損害を被ることなどという。本件徐淑華らの当該行為は、入札募集側の樹仏礦場に26万元の損失を与えると同時に、その他の入札参加者の公平な競争機会を失わせ、その利益を損害した。さらに、彼らは入札談合の過程において、暴力及び恐喝などの手段を用いて……社会において極めて悪い影響をもたらしたので、被告人6名の入札談合行為は情状が嚴重であることを認定するべきである。」と判断した。

（筆者注：この事件において、被告らの行為には脅迫の言動があり、また一部の被告は前科があり、又は執行猶予期間中の犯行者であった。）

事例10（三輪農用車価格自律事件）⁽²⁸⁾

1 事案概要

1996年頃、中国三輪農用車市場は大きく成長し、それにともなって、値下げ競争も徐々に激しくなった。価格競争に耐えられなくなった企業は、過度な価格競争、不当廉売を防止するという名の下で、中国農機工業協会農用運輸車分会（以下「三輪車協会」という）が主導し、三輪農用車の十数社の有

力企業（山東時風集团公司、南京金蛙集團、安徽飛彩集團などの）とともに「全国三輪農用運輸車業界価格自律承諾」という協定（以下「三輪車協定」という）を締結し、関連雑誌・新聞などに公表した。

「三輪車協定」には以下のことを規定した。①1998年7月24日から、全国三輪農用車市場において、車種に応じた市場最低価格（いわゆる「自律価格」）を実行すること。②自ら、社会、特に部品及び組立てメーカーの監視を受けなければならないこと。③販売業者は「自律価格」より低い価格で販売してはならないこと（違反する場合、各三輪農用車メーカーはその業者と取引することをすべて拒絶しなければならない）。④協定した「自律価格」より低い価格で販売した三輪農用車メーカーに対して、その名を全業界に公表して批判すること、並びに、「業界広告宣伝費」という名目の20万元の料金を払わなければならないこと。⑤契約を違反し、厳重な場合、国家機械工業局及び公安部に対し、違反事業者の生産許可の取り消しを要請すること。⑥中国農機工業協会農用運輸車分会において「全国三輪農用運輸車価格監視チーム」を設置し、協定の履行を監視、協調すること。⑦その他、中国農機工業協会農用運輸車分会は全国すべての三輪農用運輸車に対して、この協定を遵守することを要求し、違反者について協定の規定に基づき、処罰することである。⁽²⁹⁾

1998年7月24日から、「三輪車協定」が実施され、約3ヶ月弱で、問題が現れた。大手の三輪農用車メーカーの中に、利益が増えた企業もあれば、そうではない企業もあるので、約束違反の者が現れ始めた。特に、最も大手の企業であり、協定の積極的な発起者でもある山東時風集团公司は利益が増えないことに気づいたので、協定を破って、最低価格より低い価格で販売し始めた。しかし、事態が発覚し、違反金を支払うことになった。（そのようなことが何回かあって）山東時風集团公司は次第に不満を抱え、「三輪車協定」に反対し、「自律価格」が効率性の低い落後企業を保護するものであると批判して、関係部門への申し立てをするようになった。⁽³⁰⁾

2 処 分

山東省物価局は「三輪車協定」が合法的な根拠はなくて、企業間の正常な競争を制限し、且つ、協会の企業に対する違反金の徴収が価格法及び行政処罰法に反すると判断し、国家発展計画委員会（当時）に報告した。そして、⁽³¹⁾ 1998年11月15日、国家発展計画委員会は次のように判断した。現行の価格関係法律・規定に基づくと、農用車（の価格）は市場調節価格に属し、事業者が（法に基づき）自主的に価格を決めることができる。「三輪車協会」の規定した「業界自律価格」協定は処罰の根拠にならず、「三輪車協会」側がそれに基づいて「違反」企業を処罰することは「価格法」及び「行政処罰法」に反する。⁽³²⁾ 従って、「三輪車協会」が組織し、制定した「業界自律価格」及び処罰行為について検討し、妥当な処理を行い、徴収した違反金を企業に返還させることなどを、「三輪車協会」の主要管理部門である国家機械工業局⁽³³⁾ に対して、国家発展計画委員会は提案した。

付記：本件のような「三輪車協定」は成立してから3ヶ月間ぐらいで失敗に終わった。しかしその後、1998年12月7日、三輪農用車メーカーの七社の責任者は、再び北京に赴き、国家機械工業局に対し、（国家及び企業の利益のために）農用車市場価格を管理することを強く要求した。その要請に応じて、1999年1月11日～12日、国家機械工業局は、農用車メーカーの十三社を招集し、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会及び主管業界協会と一緒に「三輪農用運輸車等業界価格自律」会議を開き、「三輪農用運輸車業界平均コスト価格」⁽³⁴⁾ を制定し、同年1月26日に発効した。しかし、「全国三輪農用運輸車業界平均コストに関する国家機械工業局の通知」⁽³⁵⁾ は、1998年の「三輪車協定」と大きく異なり、処罰規定はない。また同通知が、不当廉売を防止するためのもので、（平均コストより8%以下を不当廉売の一応の目安として）廉売が見つかった場合、「省レベルの

物価部門及び国家発展計画委に通報」し、これらの関係部門が処理することとなる。

事例11 (板ガラス価格自律事件) 平板玻璃価格自律事件⁽³⁶⁾

1 事案概要

1995年から、中国における板ガラスの生産が供給過剰に転じ始めたにもかかわらず、毎年、多くの新生産ラインが導入され、供給過剰がますます進行して、それに伴い、激しい値下げ競争は始まった。板ガラスメーカーの90%以上は国有企業であるので、利潤及び税収の流失によって国家に損失を被らせてはならないと考えられた。⁽³⁷⁾これらの企業の要請に応じて、1998年6月15日、国家発展計画委員会（当時）と国家建築材料工業局は共同して、「低価格による板ガラスの投げ売りの不正競争行為の阻止に関する暫定規定」（以下「板ガラス規定」という）を作成して、公布した。

「板ガラス規定」の主な内容は、板ガラスの平均コストの策定、及びそれを守らせるための監視制度である。例えば、「板ガラス規定」の第四条では、国家建築材料工業局が定期的に板ガラスの「社会平均コスト」と「社会平均出荷価格」を公表すると規定した。そして、第十条では、「中国建築ガラスと工業ガラス協会」（以下「ガラス協会」という）などは、「社会平均コスト」と「社会平均出荷価格」より低い価格で販売する業者を発見した場合、勧告を行うことができ、業者がそれに従わない場合、政府の価格主管部門に通報することができると規定していた。

「板ガラス規定」の発効に伴い、国家建築材料工業局は、調査・統計に基づき、板ガラス業界平均コストの価格リストを発表した。⁽³⁸⁾また、「板ガラス規定」によって、監視する権限を有する「ガラス協会」は、「板ガラス規定」の実施に備えて、実行方法に関する監視・調査の規程を作成し、価格監視調査チームを成立させた（14の常務理事である構成事業者などより構成）。⁽⁴⁰⁾

1998年7月1日に「板ガラス規定」が実施された。報道によれば、実施さ

れて一ヶ月後に、板ガラスの価格は6月より5%上がった。⁽⁴¹⁾

2 処 分

処分なし。

事例12（カラーテレビカルテル）

1 事案概要

1990年代から、中国カラーテレビ市場の競争は激しくなり、1996年以後、毎年のように価格戦争が繰り返された。特に、1998年11月、カラーテレビメーカーの最大手、国有企業の長虹電子社は、国内カラーテレビ用ブラウン管70%を買い占め、市場シェアを50%以上に拡大すると宣言した。これによって、カラーテレビの価格戦争がますます悪化する一方であった。このような事態を解決するために、国家発展計画委員会（当時）及び国家情報産業部は、共同して、「カラーテレビ用ブラウン管、カラーテレビにおける不正な価格競争の制止に関する暫定弁法についての通知」を出して、カラーテレビの廉売による競争、価格の安定を図った。これを口実に、2000年6月9日、中国カラーテレビ大手9社は、深センに集まり、カラーテレビの下限価格を合意した。しかし、トップ企業である長虹電子の不参加や、また他のアウトサイダーの存在もあって、すぐに約束を破る事業者が現れ、このカルテルは失敗で終わった。⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾

2 処 分

2000年8月3日、情報産業部は、国家発展計画委員会に要請し、さらにカラーテレビ価格カルテル参加者の9社及び長虹電子社を招集して、北京にて、「カラーテレビ市場の規範に関する業務座談会」を開き、「カラーテレビ市場の規範について、詳細かつ徹底的な交流及び討議を行った。」当該座談会で、情報産業部と国家発展計画委員会は、9社が企業連合体を成立させ、価格カルテルを実施するなど行為は価格法に違反すると指摘した上、処理意見を提出した。即ち、企業は、自ら企業連合体の違法行為を正し、価格協定

の執行を停止して、マスコミに事件の経過を通告しなければならないという
⁽⁴⁵⁾ 内容である（下線は筆者による）。

二 第二期の事例に関する検討

この時期において、代表的意義を有するのはタイプ1の事例（事例10～事例12）である。その背景には、2つの要点がある。第一に、1980年代末期から、中国政府は、日本などの国から産業政策の概念を導入し、その手法を研究して、90年代初頭から、積極的な産業政策を本格的に打ち出し、「主導産業」の育成に大きな力を注いだ。例えば、農業、インフラ、基礎産業はもちろん、1994年に決定された「90年代国家産業政策綱要」では、機械・電子、石油化学、自動車製造、建築業を主導産業にし、1996年に制定された第9次五ヵ年計画（1996～2000年）においても、機械・電子、石油化学、自動車製造、建築・建材工業を主導産業として育成すると決定した。⁽⁴⁶⁾ これらの主導産業を育成するために、国家は、関連業種について、投資、融資などの面を優遇し、法令などによる全面実施を保証する等、全面的に支持すると決定して⁽⁴⁷⁾
⁽⁴⁸⁾ いた。

第二に、国有企業経営自主権の更なる拡大及びそのひずみである。他の分野の改革基本的な手法と同じように、国有企業の改革も漸進的アプローチを取っている。前述したような「放権譲利」、「請負経営責任制」を行った後、更に国有企業の改革を進め、その重要な政策として、1992年の「全民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」⁽⁴⁹⁾ が成立し、生産・経営の意思決定権、投資意思決定権などを初めとする国有企業の経営自主権を更に拡大させた。また、1993年に（共産党14期3中全会で）現代企業制度の確立という改革目標を明確化し、同年12月、改革開放以来の最初の会社法を制定し、株式会社の制度を導入することなどによって、国有企業を市場競争に相応しい経済主体にさせるための体系づくりは大きく前進した。さらに1997年9月に「国有経済の戦略的再編」⁽⁵⁰⁾ も打ち出され、一部の重要産業を除いて、国有企業の（株

式化などによる）「民営化」を推進する可能性をも示した。

以上のように、改革開放以来、中央から地方へ、政府から企業へというような国有企業の改革方針が取られていた。この時期に来ると、生産・経営、投資の意思決定に関して、国有企業は相当な自主権を有し、計画によらず、企業独自の判断によって、新たな市場参入・投資することなどについても一定程度できるようになった。そして、産業政策によって選定し、優先的に促進される「主導産業」などの有望な市場分野に関して、多くの国有企業は、需給やリスクを慎重に考慮せず（計画経済制度の下では国有企業はそれについて考慮する必要はなく、また考慮する権限もなかった）、次々に参入し、過剰投資を引き起こしてしまった。通常、市場経済体制の下では、過剰な投資によって、競争が激化し、それによって、優勝劣敗を通じて、効率的企業が残され、非効率的なその他企業が淘汰されることになる。しかし、中国では、国有企業が株式制の改革を完了した後も、国が依然として国有企業に対する最大の投資主体であるので、政府は行政目標に即した企業経営が行われるよう、国有資産の所有者として干渉する。⁽⁵³⁾ タイプ1の事例のような場合（例えば、事例11）、国家資産の損失（ないし流失）が懸念されるので、政府はしばしば直接に干渉するようになりがちであった。また多くの国有企業に対する管理権限を中央政府から地方政府などへ移譲したため、地方政府は、地元の経済財政、社会安定などの出発点から、赤字であってもこれらの企業を維持しようとするので、ここでは、正常な市場淘汰メカニズムは働かない場合が多いと思われる。（国有）企業側として、形式的にある程度独立した市場主体であるが、実質的には政府と切っても切れないほどの密接な関係がなお維持されていた。また計画経済に慣れ親しんだこともあり、なんらかの問題が起これば、政府に対して、支援を求める場合が多い。このような実態によって、対応策として、競争政策をもって解決する発想はほとんどなく、産業政策などの政府による市場介入や価格安定政策は圧倒的に優位であり、多く運用された。タイプ1の事例のような事態について、よく取られる手法

として、事例にも多く出た「価格自律」（価格自主規制）のことである。特に、国家経済貿易委員会は、1998年8月17日に「一部の工業製品についての業界価格自主規制の実施に関する意見」⁽⁵⁴⁾を発布した。それを受け、政府の各部局は、21種類にもわたる工業製品について価格自主規制を行なうように推進した。⁽⁵⁵⁾価格法の執行機関である発展改革委（当時は国家発展計画委員会という）は、実効的な規制を行なうところか、多くの場合、過度な価格競争を防止するという名目の下で、カルテルを誘発する行為に加担しているとみられる。⁽⁵⁶⁾

この時期では、産業政策に関わる事件は、競争に関する法的ルールに基づく規制がほとんど行われなかった。一方、その以外の場合、例えば、タイプ2の事例（事例6～事例9）のように、関係当局は、法令に基づき、規制し始めたという変化がみられる。事例6において、当地政府は、地方条例に基づき、価格カルテル等の行為を処分した。とりわけ、事例9のような、入札談合行為に対して刑事罰を課したケースもあった。これらの規制の共通点としては、市場メカニズムの保護（市場本位）より、政府による経済秩序の管理という発想の方が大きいと言えるではないかと思われる。（例えば、タイプ2の一部事例の中に依拠された）反不正当競争法及びその関係条例は、市場全体における自由競争を擁護するという発想が薄くて、むしろ政府介入による経済秩序の管理や、事業者権利の保護を通じて、健全な市場秩序の形成、促進に寄与する傾向が強い法律である。また、刑事罰が課されたケースとしての事例9において、人民法院は、入札談合行為によって、侵害された法益について、「入札募集側又はその他の入札者に重大な経済損失を与えること；入札の業務秩序に深刻な混乱をもたらすこと；他の入札者が公平競争の条件の下で入札に参加することができないことによって損害を被ることなど……」としており、市場メカニズムの保護についてほとんど言及されなかった。（下線は筆者による）⁽⁵⁸⁾

上では、多くの消極面を述べたが、タイプ2の規制には、積極的な一面は

ないわけではない。少なくとも、初期的模索段階を超えて、一定の限界がありながら、競争に関する法的ルールを整備し、競争活動に法的な保護を与えて、政府は、（限られた範囲であるが、計画ではなく、）法令に基づいて市場経済・競争秩序を維持しようとする傾向が見られた。そして、政府のこのような政策動向は、本格的な競争政策の始動にはまだ少し距離があるが、それに向かって前進し始めたと評価できるのではないかと思われる。

第三章 第三期（2001年～2008年）の代表的事例

第二期のカルテル事例の分析と類似する方法に基づき、この時期の事例について、引き続き、幾つかのタイプに分けて、後ほど分析したい。すなわち、タイプ1（事例18、事例19）は、産業政策などにかかわり、カルテルの行為者は国有企業だった事例である。それに対し、タイプ2の事例（事例13、14、15、17、20）は、産業政策、政府規制などにあまりかかわりのない事例である。タイプ3の事例（事例16）について特殊な例として取り上げたい。

一 事 例

事例13（上海黄金アクセサリー業者による価格カルテル）⁽⁵⁹⁾

1 事案概要

2001年8月1日から、これまで、国家定価だった純度99.99%の黄金アクセサリー（以下純金アクセサリー）の価格が自由化された。それに伴って、純金アクセサリーの価格が下がる傾向になりつつあった。同年8月4日、上海アクセサリー業者の13社は、会合を開いて、純金アクセサリー1グラムの価格を96元に固定するという協定を締結し、実施した。

2 処 分

上海市物価局は、当該13の上海アクセサリー業者の行為は、「相互に通謀し、市場価格を操る」行為であり、価格法14条1項に違反すると判断した。

事例14 ((プロパン) ガス事業者による価格カルテル)⁽⁶⁰⁾

1 事案概要

2002年5月15日、某市（プロパン）ガス事業者7社は、会合を開き、「市区燃気業界自律協議書」等一連の協定を締結することによって、(プロパン)ガスの卸売り価格の統一、市場の分割、職員交換派遣による管理の相互監視、利益分配の共同化などを図った。

2 処 分

2002年12月12日、市の工商局は、当該行為が省の「反不正当競争条例」第18条の規定に違反したと判断し、行政制裁金の納付を命じた。ガス事業者はこれを不服として、行政命令の取り消し訴訟を提起した。一審も二審も工商局の判断を支持し、ガス事業者の主張を退けた。

事例15 (福建省廈門市会計士業界報酬カルテル)⁽⁶¹⁾

1 事案概要

2003年1月、廈門市会計士協会は、会合を開き、報酬に関する業界自律公約を合意した。同公約において、会計士報酬の下限価格が決められ、また、実効性を保つための監視、処罰措置などをも規定した。

2 処 分

廈門市物価主管部門は、この会計士業界報酬カルテルが違法であると判断し、協会に行為の停止及び行政制裁金の納付を命じた（具体的な適用法令が報道において明確にされなかった）。

事例16 (嵊州領帶 (ネクタイ) 価格カルテル事件)⁽⁶²⁾

1 事案概要

浙江省嵊州市は中国最大のネクタイ生産地であり、中国国内シェアの90

%、世界シェアの40%を占めている。2005年7月、^{セント}岡山市のネクタイメーカーは、^{サン}岡山県領帶業界協会を通じて、16回程の協議会を経て、「^{セント}岡山ネクタイ業界自律承諾書」（以下：「承諾書」という）を合意し、33社はこの「承諾書」に同意し、参加した。当該合意によれば、7月15日からネクタイの価格を10%引き上げることになる。9月、米国ラスベガスで開かれた国際展示会において、「承諾書」に参加した岡山市13の事業者は、「承諾書」の規定に従い、一斉に10%値上げした。

2 処分

不明である。

付記：その後、少なくとも2008年4月まで、^{セント}岡山市のネクタイメーカー及び事業者団体は複数回数の値上げ協定を実施したと新聞によって報道されたが、⁽⁶³⁾このカルテルに関する規制の報道については調べた限りではまだ見られていない。^{セント}岡山市ネクタイ価格カルテルの実施の主要な理由の一つは、^{セント}岡山市ネクタイメーカーの間における過度な価格競争によって、ネクタイの輸出価格が暴落し、それにより欧米などの諸外国からアンチダンピングを防ぐために、このカルテルを結んだという報道があった。⁽⁶⁴⁾

事例17（インスタント麺価格カルテル事件）⁽⁶⁵⁾

1 事案概要

2006年12月から、「世界拉麺協会中国分会」（以下「ラーメン協会」という）は複数回にわたり、その構成事業者を招集し、インスタント麺価格の引き上げについて合意して、その合意に関する文書を雑誌に掲載したり、マスコミを通じて報道したりすることを行った。構成事業者も合意に基づき、2007年6月から、インスタント麺の価格を引き上げた。

2 背景説明

このインスタント麺価格カルテル事件はマスコミに大いに報道された。ま

た、このカルテルが行われた時期は、全人代常務委員会の反壟断法に対する第二、第三回審議期間中でもあったので、多くの委員が関心を示して、業界協会（事業者団体）による独占的協定に関する規定（制定法第16条）を設けることにもつながった。⁽⁶⁶⁾

3 処 分

発展改革委は、「ラーメン協会は、数回にわたって、インスタント麺価格の引き上げ幅、方法、時間に関する企業間の協調を組織、策定、協調……」とし、且つ「……マスコミを通じて、インスタント麺の値上げに関する情報を流布して、一部の地域において真相がわからない民衆の買いだめを促した。このような行為は、市場の価格秩序を著しく攪乱し、事業者間の正当な競争を阻害して、消費者の合法的な権益を損害した。……」と述べた上、当該行為は、価格法第7条、第14条等に違反し、値上げ協定の破棄、不良影響を消去するための社会に対する公開説明などを命じた（筆者注：行政制裁金について言及していないが、発展改革委による更なる調査処分を留保しているようであった）。

事例18（中国電信と中国網通による市場分割等協定事件）⁽⁶⁷⁾

1 事案概要

2002年5月16日に、電気通信業の改組によって、中国固定電話業務については、南の21の省、市は中国電信に、北の10の省、市は中国網通に、南北に分割して、二つの事業者が競争するような体制になった。その後、両者は相手の既存地域への進出を図るために、激しい競争を行ってきた。2007年2月16日、中国電信と中国網通は、北京で、「中国電信集団公司と中国網通集団公司の協力協定」を締結した。当該協定には、2007年3月1日から相互に相手の既存領域内における新規顧客の開拓停止や投資予算上限の設定など内容を含んでおり、一種の市場分割に関する協定であった。

2 処 分

不明である。

事例19（銀行間残高確認手数料に関する共同行為事件）⁽⁶⁸⁾

1 事案概要

2006年5月8日、中国銀聯はさまざまな調整を経て、異なる銀行間の残高確認手数料（以下、手数料という）を徴収するようになった。同日、中国交通銀行は、率先して6月1日から一件ごとの手数料を0.3元徴収すると意見を表明した。その後、中国工商銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国農業銀行は次々に6月1日から同額の手数料を徴収するように宣言し、実施した。郵便貯金銀行も7月1日から、同額の手数料を徴収し始めた。

2 処分

不明である。

付記：複数銀行による手数料の一斉徴収は、社会に大きな反響を起こし、マスコミの批判を浴びた。⁽⁶⁹⁾ 民間人による訴訟提起も報道された。また、2007年3月、50名以上の全人代代表は連署して、この手数料の徴収を停止するほか、発展改革委が反独占の調査を要求するような議案を出した。⁽⁷⁰⁾ こうした圧力などの影響の下で、2007年4月6日、中国銀行協会は、加盟銀行がこの手数料の徴収を停止する決定を公布し、同年4月20日から、各銀行も銀聯も手数料の徴収を停止したと報道された。⁽⁷¹⁾⁽⁷²⁾⁽⁷³⁾

事例20（某県教習所カルテル事件）⁽⁷⁴⁾

1 事案概要

2007年12月24日、某県の四つの自動車教習所は協定を結んだ。当該協定によれば、教習所側は共同出資して、生徒募集事務所を設立し、生徒の募集、教習料金の徴収を一本化にして、教習所の有する教習車の台数に応じ、生徒

数を配分することとした。その後、四つの自動車教習所は生徒募集事務所を通じて、教習料金を引き上げ、また協定の実効性を保つために、保証金の納付、監視方法などの措置をとり、2008年1月から実施した。

2 処 分

工商局は、教習所4社の共同行為は「重慶市反不正当競争条例」第28条1項に反すると判断し、処分措置を命じた。⁽⁷⁵⁾

3 解 説

この事件が発生した時、まだ反壟断法施行前であったが、（報道によれば）規制当局は、「重慶市反不正当競争条例」第28条1項に規定している行為（公平競争を制限、妨害する聯合行為）が反壟断法に規定している独占的協定と実質的に同じ規定であると考えた。そこで、今後の反壟断法の執行を考慮して、この事案の分析にあたって、工商局は反壟断法の関連規定を意識しながら、行為の反競争性及び執行管轄権限という二つの問題点について分析を展開した。第一に、行為者の当該共同行為の反競争性については、「……教習車の台数に応じて、生徒数を配分することは、市場分割に当たり、また、一斉に教習料金を引き上げる……ことは価格カルテルである。……」当該行為の目的にはあからさまな競争制限性があり、それ以外に合理的な理由が挙げられなかつたので、当該違反行為は「……某県自動車教習市場における競争を実質的になくした（原語：消除）……」。第二に、執行管轄権限については、関連法律によって、カルテルの規制に関して、価格に関するものは物価部門の管轄、それ以外のものは、工商局の管轄となっている。本件のような市場分割と価格カルテル両方の内容がある違反行為の場合、工商局と物価部門のいずれも管轄権限があり、先に立件した方が管轄権を有するというルールを形成すべきであると工商局は考えて、この事件を処理した（下線は筆者）。

二 第三期の事例に関する検討

この第三期のタイプ1の事例（事例18、事例19）は、前述第二期のタイプ1の事例と比べると、行為者が国有企业で、産業政策との関わりのある点については類似しているが、重要な相違点がある。この重要相違点を説明するには、まず国有企业の改革進展という背景説明は不可欠であると思われる。1997年9月に「国有経済の戦略的再編」が打ち出された後、更に、1999年9月22日の中共第十五期四中全会で「国有企业の改革及び発展に関する若干の重大問題についての中共中央の決定」⁽⁷⁶⁾を採択し、2010年まで国有企业の改革の基本目標を示した。即ち、経済体制及び経済成長方式という二つの根本的な変化、並びに、対外開放の拡大に伴う必要性に応じて、国有企业について、戦略的な調整と再編、合理的な産業構造の調整、現代的企業制度の確立⁽⁷⁷⁾を完成させることである。同決定によれば、一部の重要業種・領域を国有経済は主導・コントロールする必要があるが（以下、国有企业主導分野という）、その他の分野において、国有経済が縮小・退出していくことになる。この国有企业主導分野については、概ねに次の表1の範囲である。

このように、中国において、国有企业主導分野とその他の競争分野が一應区別されるようになった。これは、先進市場経済国における規制産業分野と自由競争分野のような分類方法と類似するところがあるかもしれない。だが、中国の国有企业主導分野の役割について、「国有経済が国民経済命脈に

表1

	産業、業種例（非網羅的、解釈によって拡大可能）
国家安全にかかる産業	国防軍事、造幣、食料の備蓄、エネルギーの備蓄など
自然独占及び寡占産業	郵政、電気通信、電力、鉄道、航空など
重要な公共財を提供する産業	水道、ガス、公共交通、港、空港、水利施設、重要な防護林工事など
基幹産業及びハイテク産業における中核企業	石油採掘、鉄鋼、自動車、電子の先端部門など

（「中共中央關於国有企业改革和發展若干重大問題的決定」中華人民共和国国务院公報1999年34期1513頁。関志雄『中国経済革命の最終章』日本経済新聞社（2005年）53-54頁に基づき、筆者作成。）

かかわる重要な産業及び中核領域において、支配的な地位を占め、全社会経済の発展を支え、または導いて、国家のマクロ・コントロール目標を実現することにおいて重要な役割を果たす。」という特徴がある。

以上の国有企业主導分野以外の国有企业の民営化や、産業構造再編の対象となる。第二期タイプ1の事例のような業種の国有企业の多くは、その他の競争分野に属し、再編、民営化の対象となったので、その効果が現れたかと考えられる。⁽⁷⁸⁾ この第三期になると、類似する事例が大幅に減少した。即ち、過剰投資によって起こした熾烈な競争に基づく淘汰がなかなか達成出来なかったことは、政府の介入による産業構造の再編によって、ある程度の効果が得られた。これも中国のような経済体制転換過程中の国において、不完全な市場システムの下では、競争政策の限界を表した実例ではないかと思われる。

そして、この第三期タイプ1の事例18と事例19が、上述の国有企业主導分野に該当し、それに対する規制について、依然として、非常に消極的である。たとえ、大きな世論の圧力があっても、事例19のような行為について、規制当局の発展改革委が動かず（あるいは手を打つことができないのか）、最終的に企業側の自肅で終わったが、事例17（インスタント麺価格カルテル事件）の対応とは対照的であった。

また、タイプ2の事例（事例13、14、15、17、20）について、この時期の前半（の事例13、14、⁽⁸⁰⁾15）において、第二期のタイプ2事例の規制と類似している。しかし、後半の事例20では、大きな変化が見られた。その変化とは、規制機関である工商当局が、間もなく施行される反壟断法を強く意識しながら、行為の反競争性に関して、市場の画定・分析、ハードコアカルテル（類似の言い方）の言及など、従来の反不正当競争法型の規制方法や分析手法と異なり、競争を保護する競争政策型の規制発想を見せ始め、大きな転換が見られたということである。また、同事件の判断において、工商当局は、反壟断法施行後、発展改革委（及びその所属の物価管理部門）の間で、カル

テル規制の管轄権限の配分について、具体的なルール形成をも意識していることが重要な点である。そこから、今後反壟断法執行権限をめぐる争奪戦の幕開きの匂いが感じられる。

タイプ3の事例（事例16）は、過度な価格競争による外国からのアンチダンピングを防ぐための輸出カルテルとして、特徴がある。このようなカルテル行為は公開的に行われ、それに対する規制の動きが見られない。

第四章 第四期（2009年～）反壟断法施行後の事例

2008年8月に反壟断法は施行した。この第四期の事例は、同法施行後の事件であり、前三章と同じように、後ほどの検討において、タイプ1（事例23）、タイプ2（事例21、22、25、26）、タイプ3（事例24）三つのタイプに分けて分析する予定である。

一 事 例

事例21（緑豆カルテル事件）⁽⁸¹⁾

1 事案概要

2009年10月17日、吉林玉米中心批發市場有限公司（以下A公司という）などの事業者は、全国109の卸売業者を招集して、吉林省？南市のホテルで「第一回全国緑豆市場生産販売市況研究討論会」を開催した。（発展改革委の事実認定によれば）会場において、参加者の一部は、緑豆減産の情報を捏造、流布して、価格上昇が必然であると強調して、緑豆の値上げに関する事業者間の認識を一致させ、全国の緑豆価格の上昇を煽ることにつながった。

2 処 分

上の認定事実に基づき、価格主管部門は、当事者らの行為が価格法及び価格違法行為行政処罰規定に違反すると判断し、違法行為の程度を勘案して、違反行為者に行政処罰を課した。会合の主催者であるA公司に、行政制裁金の上限額の100万元を課し、その他の会合の開催に協力した事業者に50万

元の行政制裁金の納付を命じ、会合に参加し、相互に通謀したその他の事業者について、警告を処した。

事例22（広西ビーフン価格カルテル事件）⁽⁸²⁾

1 事案概要

広西壮族自治区（以下「広西自治区」又は「広西」という）物価当局の認定によれば、2009年11月1日及び同年12月16日、南寧市鮮一閣食品工場（以下「鮮一閣」という）の経営責任者闕之和は、南寧市ビーフン製造業17の事業者を招集し、ビーフンの出荷価格を引き上げることについて合意し、2010年1月1日から、この18のビーフン製造業者は一斉にビーフンの出荷価格を引き上げた。南寧市その他のビーフン製造業者7社もこれに追随（または便乗）して値上げをした。また、南寧市のビーフン価格の値上げを見て、広西省柳州市の一部のビーフン製造業者は、闕之和と連絡を取り、柳州市でのビーフン価格引き上げカルテルについて意見を交換した。2010年1月上旬と中旬に、柳州市ビーフン製造業者15社は3回の会合を開催し、1月21日から一斉に柳州市ビーフンの出荷価格を引き上げることを合意した（その過程において、闕之和及び柳州兄弟ビーフン工場の責任者などは利益で誘ったり、脅迫したりするなどの行為があったそうである）。

2 処 分

広西自治区物価局の指導に基づき、南寧市と柳州市の物価局は、（価格法及びその関連規定に基づいて）両市のビーフン価格カルテル参加・協力者及び追随者などの33の事業者に行政処分を下した。南寧市の鮮一閣及び柳州市のビーフン製造業者2社に十万元の行政制裁金を課し、参加者の中の18の事業者にその情状に応じて、3万元～8万元の行政制裁金を課した。調査に積極的に協力し、情報の提供、自ら誤りを認め、改めた事業者12社に対して、警告を処し、経済的な処分を免除した。少数の追随者にも価格監督検査意見書を送付し、価格行為に関する自粛を促した。更に、闕之和ら3人は、刑事

責任を問われて、起訴されたと報道された。⁽⁸⁴⁾

（付記：2010年1月24日、柳州市人民政府は、記者会見を開き、ビーフン価格の安定をさせるために、ビーフン製造業者、ビーフン店などに、1月20日前の価格に戻すように要求した。）⁽⁸⁵⁾

事例23（中航信事件）⁽⁸⁶⁾

1 事案概要

中国民航信息网络股份有限公司（以下「中航信」という）は、中国国内唯一の航空チケット予約・販売（ネットワーク）システムを有し、国内電子航空チケット予約販売サービス市場の97%を占めている。報道によれば、2009年1月から、中航信の株主である主要な大手航空会社は、次々に中航信に対して、割引計算方式を調整するように要求した。同年3月19に、中航信は航空チケット予約代行業者や旅行代理店などに対し、新しい割引計算方式を導入するために、システムのメンテナンスを行なうと知らせた。4月20日、新しい割引計算方式は導入され、その結果、航空チケット割引下限が引き上げられた。即ち、これによって、航空チケットの価格全体が一括りに引き上げられたことになる。

2 処 分

不明である。

付記：この事案について、発展改革委は関心を示し、調査の可能性があると報道されたが、調査結果はいまだに公開されていないようである。

事例24（連雲港市生コンカルテル事件）⁽⁸⁹⁾

1 事案概要

連雲港市建築材料と建築機械業界協会の下には、コンクリート委員会（以

下コンクリート委員会)が設けられ、18の生コン事業者がその構成メンバーとなっている。その中の五つの事業者は常務委員であり、この事業者団体に関する意志決定の権限を行使する。2009年3月3日に、コンクリート委員会は、18の生コン事業者を招集し、会合を開いて、「生コン事業者業界自律条項」(以下、自律条項という)及びそれに関する「検査処罰規定」を策定し、合意した。当該自律条項に基づき、事業者の所在地、生産能力などに応じて市場分割行為を行った。2009年10月28日に、国家工商总局は、江蘇省工商局に、本件のカルテル事件について、調査・処分の権限を授与した。江蘇省工商局の調査によれば、当該自律条項及びその他の協定によって、市場を分割する共同行為及び価格への影響があった。

2 処 分

江蘇省工商局は、次のように判断した。生コン事業者たちは、自律条項などに基づいて、連雲港市市内生コン販売市場を分割し、「生コン地域（原文：区域）市場」における競争を制限したので、反壟断法第13条1項3号「販売市場の分割」の禁止規定に該当し、「構成事業者を組織して、販売市場を分割する独占的協定のような行為は、反壟断法第15条1項に掲げた適用免除に該当しないので、適用免除をすることができない。」

コンクリート協会については、「構成事業者を組織して、販売市場を分割する行為は、反壟断法第16条に違反する」、「反壟断法第46条3項に基づき」、違反行為の停止及び行政制裁金20万元の納付を命じた。

常務委員である五つの事業者に対して、江蘇省工商局は、不法所得（合計：136481.21元）の没収、行政制裁金（合計：530723.19元）の納付を処した。

その他のカルテル参加事業者については、「調査に主動的に協力し、かつ、自ら違反行為を停止したので」、反壟断法第46条1項の規定に基づき、違反行為の停止を命ずることにとどまった。

(筆者注：2012年4月の現時点、公開された事件で、現在筆者が調べた範囲の限りでは、行政機関が、反壟断法を依拠し、独占的協定に該当し、違法と

判断した初めての事件ではないかと思われる。)

事例25（富陽市製紙協会事件）浙江省富陽市造紙行業協會価格壟斷行為⁽⁹¹⁾

1 事案概要

浙江省富陽市製紙行業協會（以下「製紙協会」という）は1999年に成立し、そのメンバーとなっている事業者数が100以上ある。調査によれば、当該協会は、前後五回、二十以上の常務理事である事業者を招集して、価格の引き上げ、価格の安定、メンバー事業者の減産の協調、価格の下げ幅などを議論し、合意して、会議紀要を編集して、すべてのメンバー事業者に送付した。

2 処 分

発展改革委は製紙協会のカルテル行為に関する通報を受け、一定の調査を経てから、当該事件に関する調査・処理を浙江省の関係部門（物価局）に移送した。製紙協会の本件行為が、価格法及び反壟断法の関連規定に違反したと判断され、「価格違法行為行政処罰規定」⁽⁹²⁾ 第5条3項に基づき、浙江省物価局は、製紙協会に50万元の行政制裁金の納付を命じた。

3 解 説

この事案について、浙江省物価局及び発展改革委は製紙協会の行為が「価格法及び反壟断法の関連規定に違反した」というやや曖昧な表現を使い、反壟断法にも適用されたようなニュアンスがあった。しかし、行政制裁金の納付命令に依拠したのは「価格違法行為行政処罰規定」であり、同規定の根拠法は価格法であるので、本事案は、厳密に言えば反壟断法の適用された事案とはいえないのではないかと思われる。もう一つの問題点に関して、発展改革委自ら及び関係者の事案紹介や報道によれば、本件の行政処罰は2010年12月第三次修正後の「価格違法行為行政処罰規定」の第5条3項に依拠したくなっている（2010年修正前の当該規定第5条に第3項という条文は存在しない⁽⁹³⁾）。しかし、本件行為の時期については、発展改革委の認定によれば、第

1次合意は2010年3月であり、最後の合意=第5次合意は9月1日に実施されたと認定し、当該行為は2010年12月4日以後に継続されていたか否かについて、言及されていないので、行政法規の遡及的適用という問題点が存在すると考えられる。

事例26（聯合利華（ユニリーバ）事件）

1 事案概要

2011年5月6日、発展改革委は、そのホームページにおいて、上海市物価局がユニリーバ（中国）⁽⁹⁵⁾（以下、「ユニリーバ」という）に対する行政処罰決定に関する知らせ⁽⁹⁶⁾（以下、「処罰公布」という）を公表し、発展改革委の関係責任者は、記者インタビューに応じて、処罰決定に関するある程度の詳細な内容を披露した⁽⁹⁷⁾（以下、「「披露内容」」といふ）。

この「処罰公布」及び「披露内容」によれば、ユニリーバ社は同年3月各大手スーパーに対して、ユニリーバ社の日用化学製品（洗剤、シャンプーなど）の一部のプラント製品の価格を、4月1日に引き上げると通知した。また、ユニリーバ社の広報担当者は、値上げ前に、何度もマスコミのインタビューを受け、化学工業の日用製品価格の上昇に関する「一連の言論」を表明した。これらの言論及び通知は、多くのマスコミによって報道され、社会的に注目された。これに追随した形で、競争相手の事業者もそれぞれ4月1日及び4月6日に値上げを予定していた（その後さまざま原因で延期か、取りやめになった）。このような言動によって、一部の都市、地方において、日用化学製品に対する買いだめが起こった。

発展改革委はこの問題を重視して、ユニリーバ社の行為について、調査を行なうこと、同時に、ユニリーバ社の関係責任者と面談して、法に基づき、調査期間中では、その4月1日の値上げ予定を一時停止（延期）させるよう、上海市物価局に対して、指示した。

2 法的効果及び行政処分

当局は、当該行為を次のように認定して、行政処分を下した。

(ユニリーバの値上げ通知及びマスコミに対する「一連の言論」によって

(1) 「……ユニリーバ社の日用化学製品の値上げ情報は、マスコミによって報道されて、消費者の価格上昇に対する予想を増強させ、一部の都市において日用化学製品に対する買いだめを引き起こし、個別スーパーのユニリーバ社の製品の販売量は通常より何倍から十何倍の量となり、正常な市場秩序を著しく攪乱した。」

(2) 「ユニリーバ社の値上げ情報の流布行為を阻止しなければ、日用化学製品価格の上昇幅及び上昇速度を過度にさせることとなる。市場競争条件下、事業者は、市場占有率の低下を心配しているので、値上げに非常に慎重である。事前に値上げ情報を大げさに宣言するなどの方法をとり、マスコミの集中的な報道を通じて、市場反応を試し、競争相手の追随値上げをも期待して、業界競争者間で、相互に価格方策（原文：策略）を協調する時間を与えることによって、価格協調行為を達成させ、市場占有率の変化がない上で業界一斉値上げを実現する。」

(3) ユニリーバの行為は、「値上げ情報を流布して、市場価格秩序を攪乱する」の価格違法行為に該当し、価格法第十四条、「価格違法行為行政処罰規定」第六条1項一号に違反し、情状は嚴重であり、社会的な影響が大きい。但し、当該事業者が「面談」後、公開的に価格調整の一時停止を宣言し、消費者に謝り、自ら違法行為の影響を軽減させたことをも考慮して、「価格違法行為行政処罰規定」第六条、第十七条2項一号及び行政処罰法第二十七条1号の規定に基づき、上海市物価局は、ユニリーバに対して、200万元（注：約2500万円）の行政制裁金を課した。

二 第四期の事例に関する検討

1 タイプ1の事例について

タイプ1の事例について、事例23の航空チケットのカルテル被疑事件であ

るが、この事件は、第三期タイプ1の事件と同様で、いわゆる「国有企業主導分野」における国有航空関連会社などの企業による被疑行為であるが、第三期タイプ1の事件と同様に規制されることはない。また、類似するような被疑事件について、第三期（2000年）から第四期にわたって、民間航空をめぐる一連のカルテル被疑報道⁽¹⁰²⁾（事件）、石油製品に関するカルテルの被疑報道⁽¹⁰³⁾（事件）などは、しばしばマスコミなどによって報道されたにもかかわらず、反独占規制機関の正式的な介入ないし行政処分等がほとんど見られない。

2 タイプ2の事例について

タイプ2（事例21、22、25、26）と分類された事例について、すべて価格の引き上げに関する事件で、その規制当局は発展改革委及びその物価局となる。近年、中国では、深刻なインフレが進行中であり、政府もたいへん敏感⁽¹⁰⁴⁾となっている。インフレ抑止対策、価格全体水準の安定の維持が現在政府のマクロ経済政策の最も重要課題の一つと位置づけられている。⁽¹⁰⁵⁾2010年11月19日、中国国務院は、消費価格全体水準の安定などに関する通知⁽¹⁰⁶⁾（以下、通知という）を出した。当該通知において、現段階の市場価格安定の重要性及び緊迫性を強調し、物価安定のために、違法な価格行為に対する取り締まりの強化を、政府各部門に要求した。⁽¹⁰⁷⁾中国では価格に関する主要な監督・管理部門は発展改革委である。発展改革委は、国務院の通知に応じて、一連の措置を取った。例えば、「価格違法行為行政処罰規定」の改訂、価格違法行為に対する集中的な取り締まりなどである。⁽¹⁰⁸⁾このような背景の下、タイプ2の多くの事例は厳しく規制された。このタイプ2の事例は、反壟断法が施行後に起きたカルテル行為で、いずれの事件も反壟断法の適用を選択することが可能であった。しかし、発展改革委（及びその下属の物価局など）は、すべて価格法及びその関連法令を適用した。価格法は、自由競争の保護に対する関心が薄く、価格に対する管理・統制的性格が強く、価格安定のために直接的な介入となりがちであり、恣意的な法適用によって市場に萎縮効果、

過剰規制などの悪影響を及ぼす可能性も大きい。従って、各国の経験を見れば、市場経済体制の下で、やはり、競争メカニズムを最大限に尊重し、市場機能の維持・強化などを目的とする反壟断法を優先的に適用すべきではないかと思われる。しかし、発展改革委は価格法か反壟断法かの適用という二つの選択（政府か市場か）が有り得たが、結局、価格法（＝「市場」より「政府」）を選択したと思われる。なぜ発展改革委は、反壟断法ではなく、価格法等を選択したのかについて、考えられる理由として、①インフレの早急な抑止というマクロ的経済政策の考慮、②規制当局の専門的な人員の不足、規制経験の欠如など、③計画経済時代において価格に対する直接介入という慣用手法になれた、④反壟断法における独占的協定規制の立証の困難さ、及びそれに対して、価格法の立証面における都合の良さなどがあると思われる。

3 タイプ3の事例について

事例24をタイプ3の事例と分類した。既述したように、公開された事例で、現在筆者が調べた範囲では、この事件は、執行行政機関が、カルテル行為を、反壟断法の独占的協定に該当すると判断した最初の事件である可能性が非常に高いと思われる⁽¹¹⁰⁾ので、ここでは仮説として、立てたいと考える。実は、既に、第三期の事例20の事件において、工商局は、反壟断法施行後のカルテル行為の規制及び、今後の執行管轄権限の配分ルールを意識しながら、（地方の条例であるが）法適用を行っていた。そして、反壟断法が施行されてから、工商局はようやく、本件のような事件を調査し、独占的協定違反の第一号である（可能性が高い）行政処分を出した。この事件が公開されるタイミングは、（同様に、事業者団体の主導によるカルテル事件で、発展改革委が規制した）事例25の公開時期と非常に接近している。また、事例20の処分について、（2010年初頭）工商局が公開した後、発展改革委の所管である湖北省物価局は、（その対抗行動ではないかと思われる）同年8月に、本来工商局所管の（反壟断法第17条など）市場支配的地位の濫用規定に該当する行為にかかる事件を処理した（違反停止の承諾を得て指導にとどまる）と

いうことを発展改革委のホームページに公表した。⁽¹¹¹⁾これらの一連の出来事によって、発展改革委と工商总局は、関連する法執行権限をめぐって少し摩擦が起きているのではないかと憶測される。

第五章 結論—中国におけるカルテル規制の展開及び特徴

本稿において、中国の経済改革が始まってからの各時期の代表的で主要なカルテル関連事例を取り上げ、時系列的に分析を加えてきた。経済的・政治社会的環境の変化が関係する法制度の整備及びその規制目標などとの連動、又は相互作用という様々な要素と関連して、カルテルの出現、政府対応の変化及び傾向などについて、以下のように簡単にまとめてみたい。

一 中国におけるカルテル規制の展開

第一章において、初期の事例について分析した。この時期は、まだ経済改革の初期段階であり、計画経済の枠組みを放棄せず、「商品経済」や「計画と市場の内在的統一」という名の下で、少しずつ市場の要素を認めて導入し始めた。⁽¹¹²⁾この時期において、市場経済や自由競争などを正面から認めていないので、市場競争を害することをもってカルテルの悪性を評価することは不可能であり、そもそも、このような意識を形成する土壤もなかった。この時期の事例を分析することを通じて、同時期において、カルテルという行為の善悪を判断する最も重要な基準とは、国家利益や国家の経済政策意向（例えば、計画）などに合致するか否かということである（簡単に言えば市場ではなく、政府の政策意向の判断による）と明らかにした。

第二期では、「社会主义市場経済」への体制転換を明確化されたが、産業政策もたいへん強力的な政策手段となった。この時期において、「主導産業」の育成が優先とされ、その目標の実現のために、数多くの産業政策が実施されていた。産業政策の絶対優位の状況の下、その上、同時期では、旧体制か

ら新体制への転換途中で、市場経済体制に対応するための国有企業の整理、管理組織転換、構造調整などが進行中であるので、本格的な競争政策を始動させるための基礎的な条件がまだ成熟していなかった。しかし、同時期において、反不正当競争法が施行された。産業政策にほとんど無力であったかもしないが、一部の事件を取り上げ、限られた範囲でありながら、反不正当競争法等に基づき、競争活動に法的な保護を与え、競争に関する法的なルールを整備しようとする模索及び傾向が見られるようになった。

第三期において、国有経済を主要対象とする産業構造調整が一定の成果を挙げたことから、第二期で多発した（主に投資、参入、退出等制度的な不健全などの）体制上の要因によって引き起こされる国有企業間の共同行為は大幅に減った。しかし、国有企業主導分野の違反行為に対する規制については、依然として、非常に消極的である。一方、この時期では、WTOへの加盟や、反壟断法立法の進展などは中国における本格的な競争政策の制度構築に拍車をかけた。これに呼応するように、同時期の後半において、一部の地方工商局は、地方条例にカルテル禁止規定と類似する条文があるという点を利用して、従来の執行方法と違って、競争の保護に着目した視点から規制を行い、本格的な競争政策へ接近するようになった。

そして、第四期において、2008年に反壟断法が正式に施行された。民間社会に多く期待され、民事訴訟も多く提起されていた。⁽¹¹³⁾ だが、カルテルに対する規制は、ほとんど価格法に基づき、処理された（その原因については、本稿第四章の二の2において詳細に紹介した）。反壟断法に基づき、独占的協定に該当し、違反とされたのは、工商局が規制した事例24のみであった。

二 中国におけるカルテル規制の特徴

本稿では、経済改革以来、カルテル行為に対する規制という角度から、競争関連法制の執行状況の推移について考察した。冒頭で述べた産業政策と競争政策の「相剋」は、競争関係法制の執行に大きな影響を与えてきた。第一

期から第四期の各時期の規制は、常にこのような「相剋」の下に、展開してきている。競争政策の執行に関する促進要因と抵抗要因の消長は執行活動に直接的な影響を与えている。段階ごとにおける法執行の前進は、促進要因の増加と抵抗要因の減退という相関関係によるものである。例えば、カルテル行為に対する規制に関して、第一期では関連する法執行はほとんど見られなかつたが、統制範囲の縮小及び市場の拡大に伴い、第二期では部分的な執行が見られた。それから、産業構造の調整やWTOへの加盟及び競争政策の制度構築などによって、第三期において、本格的な競争政策の執行への接近が見られた。このような過程において最大の特徴とは、競争政策は常に、抵抗が比較的に少ない分野から、突破口を探りながら、その執行活動を進めてきたことである（ある意味ではそうせざるを得なかった）。このことを比較的にわかりやすく説明できるのは、反壟断法が成立した第四期における事業者集中に関する規制である。競争政策の推進にとって最大の抵抗勢力となる産業政策優先論も、外資企業の独占的地位の獲得及びその地位濫用に対する防止や、国内産業の育成・保護などの出発点から、外資企業による企業結合に対する規制に反対しない立場である。そこで、それに関わる規制はいわゆる規制の「突破口」になりやすいと思われる。実際に、反壟断法施行以来、他の規制（市場支配的地位の濫用、カルテル、行政的独占）に比べて、事業者集中は最も積極的な規制が行われ、その大半が外国企業と関連する事例で⁽¹¹⁴⁾ある。特に現時点（2012年4月末）まで、公告された事件で、1件禁止、12件の条件付承認の規制事例はほぼ外国または外資系企業（一件だけ香港系企業）⁽¹¹⁵⁾が関わった事例である。⁽¹¹⁶⁾このような状況（執行における産業政策と競争政策の「相剋」及び「突破口」的な執行方法）は相当な期間において、継続⁽¹¹⁷⁾するだろうと考えられる。

その他、カルテルの規制に関する代表的で主要な事例に対する本稿の検討を通じて、中国現段階まで、カルテルに関する規制の公的執行に大きな影響を与える要素として、以下の幾つかの点が挙げられるのではないかと思われ

る。

①政府の政策意向

初期の事例から第四期の最新の事例まで、ほとんどの時期において、カルテルに対する規制はその当時の政府の政治的・経済的政策（特に政治・産業政策）に強く影響されている。例えば、近年ではインフレの抑止が政府にとって非常に重要な政策目標となったので、価格上昇をもたらすカルテルは取り締まりの主要な対象となり、それに関する規制も大変厳しくなった。それに対し、産業政策が非常に重要視される時期（例：第二期）では、産業政策にかかる共同行為は規制されるどころか、関連行政部門がそれに加担することもあった。また、国際的競争力（又はそれに備える）を促進するための政策が取られる場合及びそのような分野では、カルテルに対する規制も消極的になりやすい（例：事例16）。

②（国有企業主導）産業分野

表1のような「国有企業主導産業分野」における共同行為に対する規制が消極的になるのであろう。その理由について、多くの場合、規制産業に属する分野であるほか、国有企業の政治的・経済的地位なども重要要素として考えられる。

③規制機関

価格に関するカルテルについて執行権限を有する発展改革委自身は中国現在の産業政策の「総本山」である。このような機関に対し、競争政策の中核である反壟断法の執行権限を与えること自体に、疑問が感じられる。仮に、発展改革委は反壟断法の実施（特に独占的協定）を推進しようとしても、産業政策的な発想からの法運用や、あるいは、（価格管理秩序と市場による価格形成の間の矛盾という）自己矛盾に陥りやすくなると予測される。従って、発展改革委にとって、むしろ価格法の方が都合の良い規制手段であるから、そちらに傾くのではないかと思われる。⁽¹¹⁸⁾一方、近時において反壟断法の運用に、やや積極的な姿勢を見せ始めた工商総局について

は、与えられた権限、政府内における地位及び機関の性格を見れば、果たせる役割については、やはり限られているのではないかと思われる。但し、今後、反壟断法の執行機関についてのさらなる調整可能性を控えて、この両機関は権限争いによってカルテルを摘発する競争が行われる可能性はないわけではない。また、関連する行政機関の専門的人材の育成、執行経験の蓄積、競争理念の浸透などによって、今まで現れた執行上の問題は次第に改善されていく可能性が十分あると思われる。

④世論の影響

経済改革以来、中国政府は、価格の上昇によって引き起こされた国民の不満に非常に敏感である。各時期において、インフレが深刻になる際に、国民の不満を和らげるために、社会世論の反響が大きいカルテル（特に消費者末端価格に直結しているカルテル）に対して、執行機関は動かざるを得ず、また、場合によって、その取り締まりは厳しくなる傾向がある（例えば、事例17、19、21、22、26など）。

以上のように、現段階までの実際例からカルテル規制に影響を与えた幾つかの主な要素をまとめてみた。これらの要素については、一般論的のことについて述べているにとどまり、いずれも単独的で絶対的に評価すべきではない。今後は、具体的なケースごとに、政治・経済・社会などの要素を合わせて総合的に考慮しなければならないと思われる。例えば、①の政府の政策意向（例：産業構造調整、特定産業の競争促進等）や④の世論の影響などによって、②の国有企业主導の産業分野であっても、そこにおけるカルテル行為に対する規制は、場合によって積極的になる可能性がないわけではない。そして、上では、今までの主要な事例を使って、現段階までの影響要素を挙げて見たが、この中に含まれておらず、またはこれから状況の変化によって、新たな要素が増えることも十分可能である（例えば、国際的経済環境の変化、中国国内政治力学の変化、既得権益集団間の衝突など）。

- (1) 同法の概要、執行体制の紹介に関する日本語文献として、谷原修身「中華人民共和国独占禁止法の検討—日米の独禁法的視点による分析」青山法学論集第50巻第4号（2009）1頁、川島富士雄「中国独占禁止法の執行体制と施行後の動向」公正取引700号（2009）12頁、姜姍「中国独占禁止法の概要」公正取引688号（2008）38頁などがある。また、中国における競争関連法制の立法経緯について、拙稿：「中国における競争法体系の構築（1）、（2）—独占の概念を題材として」早稲田大学大学院法研論集125号（2008）249頁以下、同127号（2008）97頁以下を参照されたい。
- (2) 反壟断法施行後の法執行の状況に関して、川島富士雄「中国独占禁止法—施行後3年間の法執行の概観と今後の展望」728号（2011）2頁以下を参照されたい。
- (3) 例えば、後で取り上げる、インスタント麺価格カルテル事件（事例17）、绿豆カルテル事件（事例21）、中航信事件（事例23）、ユニリーバ事件（事例26）などはその典型例である。
- (4) 反壟断法の執行権限の配分及び関連機関の紹介について、川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規定・具体的事例～」（上）国際商事法務37巻3号（2009）362～364頁を参照されたい。また、発展改革委員会の沿革について、国分良成「中国における計画経済の終焉と官僚制—国家計画委員会から国家発展計画委員会へ」法學研究75巻1号（2002）73頁以下。
- (5) 中華人民共和国価格法（以下、価格法という）が、1997年12月29日に第8期全国人民代表大会常務委員会第29回会議で制定され、1998年5月1日から施行された。価格法の紹介に関する日本語の文献について、射手矢好雄「中国における価格法の制定」国際商事法務26巻6号（1998）622頁。張輝「中国価格法の概要について」公正取引585号（1999）75頁、がある。
- (6) 詳細について、拙稿「産業政策と競争政策の「相剋」が中国競争立法に与える影響に関する序論的考察（1）・（2）」早稲田大学大学院法研論集142号（2012）151頁以下、同143号（2012）257頁以下を参照されたい。
- (7) 従って、本稿において、（現段階において筆者の収集できた事例範囲内で）主に公的な執行に関連する事例を取り上げ、純粋な民事的な事例については、基本的に取り上げないことにする。また、中国において判例研究や関連する統計、データベース等の未発達により、並びに（関連事例の収集に最善を尽くすつもりであったが）筆者の能力限界もあって、本稿で取り上げた事例について、各時期の主要的な事例（または代表的な事例）であり、網羅的ではないことをお断りする。
- (8) 「中華人民共和国反不正当競争法」は、1993年9月2日に制定され、同年12月1

日に施行された。同法の日本語訳は、魏啓学「中国不正競争防止法—1993年9月2日第8期全国人民代表大会常務委員会第3回会議採択」国際商事法務21巻12号（1993）1433頁、内容概要については、王為農「中国における不正競争規制」国際商事法務22巻8号（1994）858頁を参照されたい。

- (9) 中国経済改革過程の概要について、南亮進＝牧野文夫編『中国経済入門—世界の工場から世界の市場へ』（郝仁平執筆部分）日本評論社（第二版・2005）21頁、参照されたい。
- (10) 1992年10月に、社会主义市場経済という言い方が中国共産党第14回大会で提出され、1993年3月の全人代第8回大会で憲法改正が行われ、正式に登場したが、また92年～93年の間はまだ市場経済への移行の準備期間であるというべきであろう。
- (11) 1982年に、人民公社が正式に解体された。従来人民公社に所属していた中小規模の工場が急速に増加し、農村工業を発展させ、農村の私営企業と共に、郷鎮企業とよばれるようになった。南＝牧野・前掲注（9）10頁。
- (12) 「放権讓利」とは、政府は、製品の品種、生産数量、出荷価格などに関する国営企業の経営管理自主権を拡大させ、企業が政府の計画した任務を完成する前提の下、（計画以外に）市場の需要に応じて、生産を拡大し、価格を決定することを認め、そのような企業努力によって増加した利潤の一定の割合を、国営企業が留保でき、従業員の福祉やボーナス又は、資本の再投入に利用できるということである。張文魁＝袁東明著『中国経済改革30年（1978-2008）国有企業卷』重慶大学出版社2008年9頁。南＝牧野・前掲注（9）（劉德強執筆部分）59頁。
- (13) 「請負経営責任制」とは、「自主権を拡大する政策が取られたものの、……企業は依然として、上級主管機関を初め多くの政府機関からの干渉を受けていた。そのため、1986年末頃から、国有企業の所有と経営を分離することを目的とする請負経営責任制……が導入されるようになった。この制度のもとで、企業と政府は契約の形で生産量、利潤、投資、賃金などに関する双方の権利と義務を明確に定め、その達成状況に応じて賞罰を取り決め、その代わりに政府は企業の日常活動には介入しないことになった。契約期間は一般に3年から5年という比較的に長い期間であるため、企業の経営自主性は大幅に拡大した。この制度は大中型企業を中心に急速に普及し、88年には大中型国有企业の90%以上がこの制度を採用した。南＝牧野・前掲注（9）（劉德強執筆部分）60頁。
- (14) 游珏『カ特爾規制制度研究』法律出版社2006年246頁。
- (15) 游珏・前掲注（14）246頁。

- (16) 人民日報1988年12月21日第2面。
- (17) 曹天玷編・国家工商行政管理局条法司著『現代競争法の理論与実践』法律出版社1993年240頁。
- (18) 人民日報1993年7月6日第2面。
- (19) 反不正当競争法は1993年9月に成立し、同年12月1日施行した。
- (20) 「国务院關於加強物価管理嚴格控制物價上漲的決定」（国發〔1988〕73号 広州政報1989年第1期2頁）
- (21) 徐勤「全国重点織絲企業価格自律座談会在杭州召開絲綢」1998年第9期53頁。
「国家有色金属工業局和中国鈷協聯合召開鈷精鉱—仲鈷酸銨行業自律會議」中国鈷業1998年第6期。李繼高「全国玻璃紙行業召開價格自律會議」中華紙業1999年第3期37頁。海濤「用『自律價』扼制『惡性競爭』—裝載機行業推行市場銷售自律價」工程機械与維修1998年第10期6頁。「全國輪（履帶）式拖拉機配套旋耕機產品價格自律承諾」農業機械 1998年第10期14頁。
- (22) 孔祥俊『反壟斷法原理』中国法制出版社2001年852頁。
- (23) 反不正当競争法にはこのような協定を規定していないが、当時、地方によって、条例によるカルテル禁止の規定が設けられている。孔・前掲注（22）850頁。
四川省反不正当競争条例 第二十九条「事業者は、協定、約定などの方法をもって、次に掲げる公平競争を制限もしくは妨害する聯合行為をしてはならない。
(一) 共同して価格を限定し、又は、その他の不合理な営業条件を約定すること。
(二) 市場を分割すること。
(三) 共同して購入、販売又は役務を拒絶すること。
次の聯合行為に該当する場合、不正当な競争行為と見做さない。……」（筆者注：技術・規格カルテル、合理化カルテル、その他の公共利益カルテル）
- (24) 黎平=翟鴻超「北京向市場壟斷亮紅牌」銷售与市場1996年第5期12頁。
- (25) 当時、まだ価格法制定前だったので、どの法律や条例に違反するのかについて、曖昧なところがあるかもしれなかった。
- (26) 孔・前掲注（22）859頁。
- (27) (1999) 金中刑終字第16号
- (28) 「全國三輪農用運輸車行業價格自律承諾」農機市場1998年第8期9頁。海山「三輪農用車實行自律價引發の思考」中国機電工業1998年第11期47頁。楊伯顯「三輪農用車價格自律實踐80天—全國三輪農用車行業價格自律會議側記」中国經貿導刊1998年第21期30頁。李書田=馬桂英「三輪農用車自律價還會卷土重來嗎——對自律價問

- 題的再評議」価格月刊1999年第5期21頁。
- (29) 「全国三輪農用運輸車行業価格自律承諾」農機市場1998年第8期9頁。
- (30) 楊・前掲注(28)30頁。「三輪農用車行業協會—自律価執行効果好」農機市場1998年第11期7頁。
- (31) 顧一夫「誰能告訴我是對還是錯—由価格自律引發的爭論」中國紡織經濟1998年第11期10頁。
- (32) 国家機械工業局はその前身が機械工業部であり、1998年の國務院機構改革によって、部（日本「省」に当たる）から、国家経済貿易委員会所管の「局」にランクを下げられた。「国务院办公厅关于印发国家机械工业局职能配置内设机构和人员编制规定的通知」国办发〔1998〕57号。
- (33) 「國家計委關於建議糾正中國農機協會農用車分會組織制定農用車市場銷售『行業自律價』問題的函」計価格〔1998〕2275号。
- (34) 李=馬・前掲注(28)21頁。「三輪農用車行業平均成本『浮出水面』」中國經貿導刊 1999年第5期34頁。
- (35) 「国家机械工业局关于公布全国三轮农用运输车行业平均成本的通知」国机管〔1999〕45号。
- (36) 張立君「『暫行規定』出台的前前後後—關於促進我國平板玻璃工業公平競爭問題的思考」中國建材1998年第8期4頁。何建宇=程行雲「加強價格調控制止低價傾銷—談國家計委、國家建材局頒布『關於制止低價傾銷平板玻璃不正当競爭行為的暫行規定』」價格理論與實踐1998年第8期39頁。「平板玻璃價格自律取得成效」中國建材1999年第2期24頁。李玉龍「平板玻璃限價以後」中國建材1998年第8期7頁。
- (37) 「吳邦國副總理就建材工作作重要指示」四川建材1999年第1期12頁。
- (38) 「關於制止低價傾銷平板玻璃的不正当競爭行為的暫行規定」計價管〔1998〕1094号。
- (39) 「政府伸出『有形之手』干預平板玻璃價格盲戰『剎車』」中國建材1998年第7期6頁。
- (40) 同上7頁。
- (41) 「嚴格執法加強自律平板玻璃行業開始限產保價第二戰役」建材工業信息1998年第9期3頁。
- (42) 丸川知雄「第2章テレビ製造業—漸進的改革の事例」田島俊雄=江小涓=丸川知雄著『中国の体制転換と産業発展』東京大学社会科学研究所(2003)63頁。
- (43) 「國家計委、信息產業部印發關於制止彩色顯像管、彩色電視機不正当價格競爭的

試行辦法的通知」計価格 [1999] 264号。

- (44) 馬勇「『彩電價格聯盟』前因後果的經濟學透視」經濟問題探索2000年第12期63頁。
安強身=隋建華「彩電價格聯盟的經濟學分析」市場論壇2004年第11期69頁。張京紅
「彩電價格聯盟辨析—兼論我國彩電業發展」粵港澳價格2000年第1期21頁。
- (45) 韦大樂「創造市場價格競爭的公平環境——寫在彩電價格聯盟被依法處理之後」
價格理論與實踐2000年第8期13頁。
- (46) 丸川知雄「第1章中国の産業政策—清朝末期から1990年代まで」丸川知雄編
『移行期中国の産業政策』日本貿易振興会アジア経済研究所（2000）8頁。
- (47) 同上、40頁。
- (48) 「国务院關於印發『90年代國家產業政策綱要』的通知」雲南政報1994年第6期13
頁以下。
- (49) 「全民所有制工業企業轉換經營機制條例」（1992年9月28日 国務院第103号令）
「この条例は、企業改革の基本法である『全民所有制（国営）工業企業法』（1988年
施行）の基本原則に基づき、政府と企業の機能を分離させることを改めて確認し、
これを強化する方針を打ち出した。この条例に従って、国は企業に……十四項目の
經營権を与え、市場経済にふさわしい經營主体に変身させることに努めた。」閔志
雄『中国経済革命の最終章』日本経済新聞社（2005年）44頁。「…… 14の經營自主
権とは、①生産・經營の意思決定権、②製品の価格決定権、③製品販売権④物資
(生産財・資本財) 購入権、⑤輸出入権、⑥投資意思決定権、⑦留保資金処分権、
⑧資産処分権、⑨企業提携・吸収・合併権、⑩労働雇用権、⑪人事管理権、⑫賃
金・ボーナス分配権、⑬内部機構設置権、⑭各種賦課金拒否権、である。」徐春陽
『中国所有権改革の研究』東信堂（2008）52頁。
- (50) 「ここでいう現代企業制度は、①国家による所有権と企業による經營権の明確な
分離、②出資者の所有者利益と責任の明確化、企業の損益自己負担、③政府が企業
の生産と經營への不介入、④「科学的な」組織管理制度、によって特徴付けられ
る。」閔・前掲注（49）53頁。
- (51) 「中華人民共和国公司法」（1993年12月29日第八届全国人民代表大会常務委員會
第五次会議通過）
- (52) 「……一九九〇年代半ばまでの国有企业改革は、国有という枠組みの中で、企業
に經營自主権を与えるを中心にして実施されてきた。しかし、九七年九月之第十五
回党大会で、『国有経済の戦略的再編』が打ち出されたことにより、国有企业改革
は、大きな転機を迎えた。この政策は、企業の規模の大小を問わず、一部の重要な産

業を除いては、もはや国有にこだわらないとの立場に立っている。国有企業を改革するのではなく、国有企業を減らす宣言であるとも言える。中国政府は『民営化』という言葉を避けているものの、これは事実上の国有企業の民営化推進である。」
閔・前掲注（49）52頁。

- (53) 閔・前掲注（49）45頁。
- (54) 「国家経済貿易委員会關於部分工業產品實行行業自律價的意見」国家経済貿易委員会（1998年8月17日）
- (55) 劉桂清『反壟斷法中的産業政策与競争政策』北京大学出版社（2010）183頁。
- (56) 事例10において、国家発展計画委員会は価格自主規制に対して、違法であるというような判断を下したように見えるが、実際には、以下の二つのことであった。
①この事件において不満で協定破りの大手企業が出て、関係部門に申し立てたこと、
②この事件を違反とした理由は、カルテル行為ではなく、あくまでも、「三輪車協会」側が「三輪車協定」に基づき、「違反」企業を処罰することは「価格法」及び「行政処罰法」に違反したと判断し、しかも直接に行政処分を下すのではなく、國家機械工業局に対して、提案したこと。
- (57) もちろんこの事件において行為者による脅迫の言動があることも大きな要因であるが、それにしても罪刑の均衡の見地から疑問はないわけではない。
- (58) 抜稿・前掲注（6）143号261頁以下。
- (59) 国家工商行政管理総局公平交易局＝中国社会科学院国際法学研究中心編『反壟斷典型案例及中国反壟斷執法調査』法律出版社（2007）112頁。
- (60) 同上、116頁。
- (61) 黄超生＝曾海林「我市查处首例价格垄断」廈門日報2003年7月4日第7面。游珏・前掲注（14）266頁。「廈門市查处首例行業價格壟斷」（新華網福建頻道）http://www.fj.xinhuanet.com/hyzx/2003-07/04/content_673974.htm。
- (62) 劉福江「嵊州領帶結成價格同盟」光彩2005年11期10頁。
- (63) 吳妙麗＝馬鵬軍＝王洪良「嵊州領帶醸釀第二次集体提價」浙江日報2006年3月10日第5面。裘浙鋒＝王洪良「一条領帶的0.2美元利益博弈」紹興日報2008年4月26日第1面。
- (64) 顧國飛「嵊州領帶欲集体提價避開反傾銷」都市快報2005年08月18日（浙商網 <http://biz.zjol.com.cn/05biz/system/2005/08/18/006274175.shtml>）費常泰＝裘浙鋒「嵊州領帶集体議價背後：30家韓資企業撤離」21世紀經濟報道2008年5月14日第7面。

- (65) (发展改革委ホームページ)「国家发展改革委对方便面价格串通案调查情况的通报」
http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwtt/t20070816_154071.htm
- (66) 「全国人大法律委员会关于『中华人民共和国反垄断法（草案三次审议稿）』修改意见的报告——2007年8月29日在第十届全国人民代表大会常务委员会第二十九次会议上全国人大法律委员会主任委员杨景宇」全国人民代表大会常务委员会公报2007年第6期534頁。
- (67) 尚明編『反壟斷法理論与中外案例評析』北京大学出版社（2008）59頁。
- (68) 趙悅＝李坤＝吳媛「跨行查詢收費惹出『三毛錢風波』」人民日報海外版2006年5月31日5面。夏峰「銀聯卡跨行查詢收費開閘」上海証券報2006年5月10日2面。崔呂萍「郵儲綠卡跨行查詢下月收費」北京現代商報2006年6月21日6面。王先林『競爭法學』中國人民大學出版社（2009）242頁。
- (69) 中国銀聯とは、2002年3月に、中国国有四大商業銀行及びその他八十五の金融機関が共同出資して上海市に成立した企業である。主として銀行間決済サービス及びそのネットワークの運営を行なう。（日本経済新聞 朝刊2002年3月28日9ページ参照）及び、中国銀聯のホームページ：<http://cn.unionpay.com/>。
- (70) 曹玲娟「銀行跨行查詢收費首次被起訴」人民日報2006年7月7日5面。李桜＝張立潔「鄧維捷對銀行壟斷說『不』」三月風2006年第10期40頁。
- (71) 海明威＝田剛＝魏武「50多名代表聯名呼籲停收跨行查詢費」新華每日電訊2007年3月13日5面。
- (72) 楊婉＝徐思佳「跨行查詢收費終被叫停」中華工商時報2007年4月9日3面。常新＝袁元「跨行查詢收費風波平息背後」農村金融研究2007年第5期46頁。
- (73) 王亮亮＝王芳艳「银联停收银行跨行查询费」21世纪经济报道2007年04月23日第14頁。
- (74) 重慶市綦江県工商局「重慶市綦江県工商局『某県4家驾校聯合限制競争案』」工商行政管理2010年第2期50頁。
- (75) 重慶市反不正当竞争条例第二十八条「事業者間において、次に掲げる公平競争を制限もしくは妨害する聯合行為をしてはならない。
- (一) 市場を分割すること。
 - (二) 共同して価格を限定し、又は、その他の不合理な営業条件を約定すること。
 - (三) 共同して購入、販売又は役務を拒絶すること。
 - (四) 生産量又は販売量を制限すること。

つぎの聯合行為に該当する場合、不正当な競争行為と見做さない。……」（筆者注：技術・規格カルテル、合理化カルテル、不況カルテル、輸出入カルテル、その他の公共利益カルテル）

(76) 「中共中央關於國有企業改革和發展若干重大問題的決定」中華人民共和国国务院公報1999年34期1510頁以下。

(77) 同上、1512頁。

(78) 同上、1514-1515頁。

(79) タイプ2事例についての紹介した事例以外に、浙江省寧波市水産養殖場の入札における談合事件（工商総局他編・前掲注（59）132頁。）、徳清県土地開発工事における入札談合事件（工商総局他編・前掲注（59）132頁）があり、いずれも違法行為と判断され、行政制裁金が課された。これらののような事件は、第二期において類似した事例もあったので、ここでの紹介は省略する。

(80) 事例15は自由専門職業に対する規制という特徴がある。

(81) 「國家發展改革委、商務部、國家工商總局有關負責人就加強農產品市場監管工作答記者問」http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20100701_358444.htm（發展改革委ホームページ）。江国成「發改委公布百家綠豆企業串通漲價錄音」新華每日電訊2010年7月19日第A1面。鮑志恒「綠豆串通漲價背後一洮南會議的罪與罰」東方早報2010年7月22日第A18面。包興安「發改委首次公布錄音揭露百家綠豆企業串通漲價」証券日報2010年7月19日第A2面。

(82) 價格監督検査司「國家發展改革委有關負責人就廣西部分地区米粉串通漲價答記者問」中国價格監督検査2010年第5期10頁。廣西壯族自治区物价局「靈敏反應果斷出擊快速平抑米粉市場價格波動_查處南寧和柳州米粉漲價案的經驗啓示」價格理論與實踐2010年第8期8頁。王小丁=王緝寧「柳州市政府通報對該市米粉漲價事件的處理情況 崇柳兩市米粉漲價確有南寧『黑手』」当代生活報2010年2月12日第11面。

(83) この情報は、發展改革委價格監督検査司のインタビュー、廣西自治区物价局の論説、新聞報道によるものであった。正式な行政処分の資料が未入手である。

(價格監督検査司「國家發展改革委有關負責人就廣西部分地区米粉串通漲價答記者問」中国價格監督検査2010年第5期11頁。廣西壯族自治区物价局「靈敏反應果斷出擊快速平抑米粉市場價格波動_查處南寧和柳州米粉漲價案的經驗啓示」價格理論與實踐2010年第8期9頁。鐘晶晶「國家發改委通報廣西米粉廠串通漲價案」中国食品質量報2010年4月1日第1面)

(84) 王緝寧=楊建林「年初柳州『米粉串通漲價』事件最新進展 三被告過堂聽審」

南国今報2010年11月13日第7面。

- (85) 広西壮族自治区物価局「靈敏反応果斷出擊快速平抑米粉市場価格波動_查處南寧和柳州米粉漲價案の経験啓示」価格理論与実践2010年第8期8頁。
- (86) 王畢強=劉偉勲「涉操縱機票漲價発改委調査中航信」経済観察報2009年5月18日第25面。謝鵬=龐桐「中航信為誰清理門戸」南方周末2010年7月29日第D18面。張孜異「機票銷售新模式被指『壟斷』」江蘇経済報2009年3月28日第A2面。
- (87) 中国民航信息网络股份有限公司は2000年10月に設立し、主要な株主は、中国大手航空業会社で、いずれも国有企業である中国民航信息集団公司、中国南方航空集団公司、中国東方航空集団公司、中国航空集団公司はそれぞれ、29.29%、11.94%、11.22%、9.17%を所有している（合計、61%以上。データは中航信のホームページ <http://www.travelsky.net/cn/tzzgx/gpxx/gqjg/index.shtml> より2011年5月28日時点）。中航信は株式会社であるが、国有株が支配的にあり、（公有制企業の範囲内と考えられ）国有企業と同視できる事業者である。主要業務としては航空会社、空港、旅行代理店、貨物運輸業者向けに、電子航空チケット予約システム、空港旅客処理、航空貨物処理システムなどのサービスを提供している。
- (88) 王畢強=劉偉勲「涉操縱機票漲價発改委調査中航信」経済観察報2009年5月18日第25面。
- (89) 姚梵「全国工商反壟断執法第一案辦結」法制日報2011年3月3日第6面。周萍「工商機關第一起予以行政处罚壟断案件結案」中国工商報2011年1月26日第B1面。
- (90) この「生コン事業者業界自律条項」の締結について雑誌に報道された。汪林成「連雲港預拌混凝土企業相約『自律』」散装水泥2009年5期51頁。
- (91) 「浙江省富陽市造紙行業協会組織実施価格壟断行為受到厳厲处罚」発展改革委ホームページ（2011年1月19日）http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20110119_391551.htm
国家发改委価格監督検査司反壟断処「富陽市造紙行業協会組織經營者達成価格壟断協議受到厳厲处罚」中国価格監督検査2011年第2期55頁。
- (92) 「価格違法行為行政处罚規定」とは、価格法に基づいて、国务院が1999年に制定した行政法規である。2006年2月第一次改正（国务院令第461号）、2008年1月第二次改正（国务院令第515号）経て、2010年12月4日に第三次改正（国务院令第585号）が行われ、同日に実施した。
- (93) 李韶輝「浙江富陽造紙協会組織經營者達成価格壟断協議受厳厲处罚」中国改革報2011年1月5日第1面。発改委反壟断処・前掲注（91）55頁。
- (94) 「価格違法行為行政处罚規定」2008年第二次修正（国务院令第515号）

- (95) 中国語名：聯合利華（中国）
- (96) 「聯合利華散布漲価信息擾亂市場秩序受到嚴厲處罰」（發展改革委ホームページ 2011年5月6日）http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20110506_410542.htm
- (97) 「國家發展改革委有關負責人就查處聯合利華（中國）有限公司散布漲價信息擾亂市場秩序的有關問題答記者問」http://xwzx.ndrc.gov.cn/zcjd/t20110506_410545.htm（發展改革委ホームページ 2011年5月6日）
- (98) ①（2011年）3月21日、ユニリーバ社の広報担当責任者曾錫文（以下、Zという）は、第一財経日報に対して、「化学工業日用製品業界は、中国において、充分に競争がある業界であり、プラントが非常に多くて、消費者が価格に対して相対的に敏感である。競争相手たちは皆相互に成り行きを見ており、少しづつ調整しながら、競争相手が着いて来るか否かを見て行なうしかない」
- ②同年3月22日、Zは新京報に対して、「快速消費品業界は、下流にある業界であり、現下の上流下流の連鎖的な反応から見れば、全業界は価格上昇の周期に入った。」
- ③同年3月22日、Zは新聞晚報に対して、「値上げは、一つの見守る過程を経て、みなは誰か一番目に価格調整を行なうことを持っている」「もし、我々の競争相手は付いてこなければ、我々は非常にひどい目にあうので、我々は、続々に製品価格の調整を行なうしかない」「もし、近ごろ原材料の価格は、再び上昇して下がる気配はない場合、第二次値上げがありうることを否定できない」
- その他、Zは毎日経済新聞に、「4月値上げの予期については、現在ははっきり分からぬが、現在原材料の価格が上昇しており、将来製品価格の値上げは避けられない」、また、新華社「中国網事」に「来月、複数の日用化学製品会社の製品価格は10%ぐらい値上げされるだろう。主な原因は、上流の原材料石化学製品……などは最近40%上昇し、それによって、日用化学製品のコストが20%増加した」「事实上、日用化学製品の中、一部の製品は、粗利益が高くなく、例えば洗剤の粗利益は10%ぐらいしかなく、一部の中小企業がすでに苦しくなった。但し、大企業は値上げしないと、中小企業も値上げできない」とそれぞれ表明した。
- (99) 「価格違法行為行政処罰規定」1999年7月10日制定、2010年12月4日第三次修正（国务院令第585号）。国务院が制定した行政法規に属する。行政法規とは、国务院は憲法又は法律に基づいて制定した法令であるので、人民法院に対して、拘束力を有する。
- (100) 「第六条 事業者が、価格法第十四条の規定に違反し、次に掲げる、商品価格を

急騰させ、過度に上昇させる行為がある場合、行為の改めを命じ、不法所得を没収して、並びに不法所得5倍以下の行政制裁金を課する。不法所得のない場合、5万元以上50万元以下の行政制裁金を課し、情節が重大な場合、50万元以上300万元以下の行政制裁金を課する。……

（一）値上げ情報を捏造、もしくは流布して、市場価格秩序を搅乱する場合。
……」

（101）第十七条 経営者有《中華人民共和国行政处罚法》第二十七条所列情形的，应当依法從輕或者減輕处罚。

経営者有下列情形之一的，应当從重处罚：

（一）価格違法行為嚴重或者社會影響較大的；……」

（102）「民航繼續推行航線聯營」東方航空報2000年7月10日。王茜「我国航空運価の理性選択：從価格戦転向価格聯盟」中国民用航空2003年第4期16頁。鄧聿文「民航『価格聯盟』の生命力」經理日報2005年4月6日。沈偉「国内航空巨頭欲結機票価格新聯盟？」成都日報2005年2月22日第5面。顧艷偉「9家航空公司聯合限制南寧機票打折」中國消費者報2006年1月16日第1面。

（103）「中石油中石化疑結価格同盟」瀟湘晨報2003年7月18日（瀟湘晨報ホームページ）<http://www.xxcb.cn/show.asp?id=289787>

葉靜「石油巨頭降價 民營加油站受傷」中國經濟周刊2007年第13期38頁。何清＝明茜「中石油、中石化抱团過冬」21世紀經濟報道2008年12月24日第17面。張君「面對成品油下滑中石油中石化聯手保價」中國經貿2009年第2期64頁。「石油巨頭被曝私定価格同盟」北京商報2011年3月3日。

（104）例えば、2010年7月、発展改革委員会は、市場価格異常な時に価格に対する一時的な介入方法について、「市場価格の異常変動時期における価格違法行為に対する处罚についての特別規定」の意見徵収稿を出した。

（105）「中央經濟工作会议在北京召開」人民日報2007年12月6日第1面。「中央經濟工作会议在京举行 胡錦濤温家宝作重要講話」（2010年12月10日）

http://news.xinhuanet.com/fortune/2010-12/12/c_13645961.htm（新华通讯社ホームページ）

（106）「国务院關於穩定消費價格總水平保障群衆基本生活的通知」国發〔2010〕40号。

（107）例えば：物価安定のために、必要な場合、生活必需品・生産資料への臨時的価格介入（九）価格上昇の情報の歪曲・流布（十二）、悪意な買占め・物価の釣り上げ、共謀等による値上げ行為（十三）などに厳しく取り締まる。

- (108)「依法加強価格監管、大力整頓市場秩序 為穩定價格總水平安定人民生活作出更大的貢獻—全國價格監督檢查工作會議日前召開」發展改革委ホームページより
http://www.ndrc.gov.cn/xwfb/t20101223_387358.htm
- (109)価格法の性格などの分析について、拙稿・前掲注（6）143号263頁以下を参照されたい。
- (110)その理由について①この事件は工商局が反壟断法に依拠し、処理した最初の事例である。（姚芃・前掲注（89）第6面。周萍・前掲注（89）第B1面。）②既述したように、この事件より先に、發展改革委が反壟断法に依拠し、独占的協定に該当する違反行為を正式に処分した事件は、（公開された文献の中、筆者の調べた範囲に限って）2012年4月の現時点ではまだないと思われる。
- (111)發展改革委価格監督検査司「湖北省物価局依法查处武昌塩業分公司強制搭售案件」http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20101115_380421.htm（2010年11月15日）。川島・前掲注（2）7頁。
- (112)拙稿・前掲注（1）125号252頁。
- (113)市場支配的地位の濫用に関する事件が圧倒的に多い（カルテルに関しては一件、しかも途中で訴えが取り下げられた）が、いずれも原告敗訴であった。川島・前掲注（2）8頁以下。
- (114)もちろん、事業者集中に関する規制が積極的になったことについて、事前届出制が主要な要因であると考えられる。中国の事業者集中について、川島富士雄「中國獨占禁止法一執行体制・実施規定・具体的事例（下）」國際商事法務37卷7号（2009）950頁以下、川島・前掲注（2）3頁以下、戴龍「最近の事件から見る中國獨占禁止法の企業結合規制の運用」日本經濟法学会年報30号2009年104頁以下、李美善＝劉冰「中國の企業結合事例について」公正取引728号2011年27頁以下などを参照されたい。
- (115)（2012年4月29日まで）関連情報については、中国商務部反壟断局のホームページにて確認できる。<http://fldj.mofcom.gov.cn/ztxx/ztxx.html>
- (116)報道によれば、2008年10月に電気通信の大手国有企業間（中国聯合通信と中国網通通信）の結合が届出基準を満たすにもかかわらず届出されていないことを商務部の担当職員が認めている。王畢強「聯通網通合併涉嫌違法」経済觀察報2009年5月4日第1、6面。
- (117)そうすると、独占的協定にもリニエンシー制度があるので、外資企業に関わるカルテル、特に国際カルテルは今後、「突破口」的な執行の対象範囲となりやすく、

それに対する規制が積極的になる可能性があるのではないかと推測されうる（もちろん他の要因をも合わせて考慮する必要がある）。

(118) 但し、反壟断法の独占的協定に関して、リニエンシー制度があるので、その部分について現段階では予測がつかない。

(119) 工商総局の主要な職責として、市場の監督・管理や秩序の維持及び関連行政執行、各種市場主体の営業許可・商業登録、商品質量・食品安全の監督・管理、消費社権利保護に関連する業務、広告関連の監督管理、商標登録及び監督・管理、マルチ商法の取り締まり、反壟断法の関連執行（価格関連の行為を除く独占的協定、市場支配的地位の濫用、行政独占）、反不正当競争法の関連執行などとなっている。